

平成25年度金融商品取引法改正についてー1

(資本市場関連部分：改正法案は2013年4月16日国会提出)

関連する問題

公募増資 インサイダー取引問題

- ・引受証券会社の情報提供
関与
- ・運用会社の低すぎる罰則

改正ポイント

インサイダー 取引規制強化

規制強化部分

- ・情報伝達、取引推奨行為
に対する規制の導入
- ・運用会社が業務上行った
場合の課徴金引上げ
- ・TOBで被買収企業から
情報を受けた場合のイン
サイダー取引対象明確化

規制緩和部分

企業活動や競争相手の
対抗買付等を円滑に行
う為、以下を適用除外

重要事実を知って
いる者同士の取引

公開買付け情報の
伝達を受けた者

AIJ事件を踏まえた資産 運用規制の見直し

不正行為に対する 罰則の強化

- ・不正行為に対する罰則
の強化
- ・報告書内容を充実し、
チェックを容易に

年金基金の プロ投資家要件の限定

- ・運用体制を整備した厚生
年金に限定

国内信託銀行による
チェックや監督・検査を
厳格化

平成25年度金融商品取引法改正についてー2

(資本市場関連部分：改正法案は2013年4月16日国会提出)

